

法 学 号 外
平成 28 年 6 月 23 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長
(小・中・高・特・専・各) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「目指せマイスター」プロジェクトの推進、技能検定試験を活用した技能習得等、児童・生徒・学生を対象とした技能振興に係る取組の周知についてこのことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成28年6月16日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各國公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省生涯学習政策局参事官
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局専門教育課

「目指せマイスター」プロジェクトの推進、技能検定試験を活用した技能習得等、児童・生徒・学生を対象とした技能振興に係る取組の周知について（依頼）

労働行政においては、ものづくり分野（製造業及び建設業）を重点とした技能労働者の確保・人材育成が重要な課題に掲げられており、このため、厚生労働省では、「目指せマイスター」プロジェクトとして、小・中学校や高等学校における授業等での「ものづくりの魅力」発信、「ものづくりマイスター」による工業高校、専修学校（高等課程及び一般課程を置くものに限る。以下同じ。）、各種学校及び高等専門学校（第1学年から第3学年が対象。）の生徒・学生に対するものづくり実技指導、また、技能検定試験を活用した学校教育における技能習得などの総合的な取組を進めることとしています。

このたび、厚生労働省職業能力開発局能力評価課長より、別添のとおり、同省が実施する技能振興等の取組について周知の依頼がありました。

については、都道府県教育委員会におかれでは、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く国立大学法人学校事務主管課におかれでは、附属学校に対し、このことについて周知いただきますようお願いします。

【本件担当】

生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）付
連携協力第二係

03-5253-4111 (内線3253)

岩手県

28.6.21

法学第

号





能評発 0608 第 1 号
平成 28 年 6 月 8 日

文部科学省

生涯学習政策局

参事官 殿

生涯学習推進課長 殿

初等中等教育局

教育課程課長 殿

児童生徒課長 殿

高等教育局

専門教育課長 殿

厚生労働省職業能力開発局
能力評価課長

「目指せマイスター」プロジェクトの推進、技能検定試験を活用した技能習得等、児童・生徒・学生を対象とした技能振興に係る取組への協力について（依頼）

技能振興等に係る当省の取組の推進に当たっては、日頃から多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、労働行政においては、ものづくり分野（製造業及び建設業）を重点とした技能労働者の確保・人材育成が重要な課題に掲げられております。

このため、厚生労働省では、昨年度に引き続き平成 28 年度においても「目指せマイスター」プロジェクト等を実施することとしており、「ものづくりマイスター」による工業高校、専修学校（高等課程及び一般課程を置くものに限る。以下同じ。）、各種学校及び高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年が対象。）の生徒・学生に対するものづくり実技指導、小・中学校や高等学校における授業等での「ものづくりの魅力」発信、また、「ものづくりマイスター」の働く職場での職場体験実習や技能検定試験を活用することにより、学校教育における技能習得を図るために総合的な取組を進めることとしております。児童・生徒を重点とするこれら事業の効果的推進に当たっては、学校教育を所掌する文部科学行政の協力が不可欠です。

つきましては、下記 1、2 の事項を御参考の上、平成 28 年度においても「目指せマイスター」プロジェクトの趣旨等及び技能検定等を活用した技能向上の

推進について御理解をいただき、本取組の活用促進を図るため、下記3により都道府県・市区町村教育委員会並びに小・中学校、高等学校（特に工業科を置く高等学校）、専修学校、各種学校及び高等専門学校等に周知いただくよう、お取り計らい願います。

※ 厚生労働省「ものづくりマイスター」とは、ものづくり分野（製造業又は建設業）の職種について、優れた技能・豊富な経験を有するなどの条件を満たし、若年技能者人材育成支援等事業において認定を受けた方です。

記

1 「ものづくりマイスター」を活用した取組の概要

(1) 「ものづくりマイスター」の派遣による指導の実施

① 工業高校、専修学校、各種学校及び高等専門学校（第1学年から第3学年が対象。）の生徒・学生に対する取組について

ア 実技指導の実施に当たっては、目標を定め、目に見える形で目標達成度を把握可能とすることにより、技能習得意欲の向上のほか、効果的な技能向上を図ることとしている。このため、技能競技大会の競技課題を活用した実技指導に加え、技能検定試験（下記2参照）の実技試験課題等を活用した実技指導を積極的に実施することとしている。

〔工業高校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における実技指導例〕

(ア) 第2学年 技能検定3級の課題を活用した実技指導による技能習得

(イ) 第3学年 次のいずれかを生徒等の希望により選択

・技能検定2級の課題を活用した実技指導による技能習得

・技能競技大会の競技課題を活用した実技指導による技能習得

イ 上記アのほか、ものづくり分野への就職促進及び就職後の雇用の安定に資する課題を用いた実技指導など、生徒等の状況に応じた技能習得も可能としている。

(2) 「目指せマイスター」プロジェクトの実施

① 「目指せマイスター」プロジェクトの概要

ア 「目指せマイスター」プロジェクトとは、「若年技能者人材育成支援等事業」の一環として、若者に対して、在学段階からものづくり産業・技能の魅力を伝えるため、優れた技能や経験を有する「ものづくりマイスター」による若者への意識啓発・実技指導などの総合的な取組を重点的に実施するものである。

- (ア) 若者及び児童・生徒にものづくり技能習得の機会を与える取組
- (イ) 若者及び児童・生徒のものづくり分野への入職に資する取組
- (ウ) 児童・生徒、並びに教職員及び保護者等への「ものづくりの魅力」を伝える取組
- (エ) 児童・生徒、並びに教職員及び保護者等のものづくりの意義に関する理解深化に資する取組

② 「ものづくりの魅力」発信等

ア 小・中学校及び高等学校の児童・生徒に対する取組について

- (ア) 小・中学校及び高等学校の授業等へのものづくりマイスターの派遣による講義（製作実演も実施可能）、児童・生徒自らのものづくり体験
 - a ものづくりマイスターが高度な技能を活かした実演等を通じ、「ものづくりの魅力」を生徒に発信することで、ものづくりの意義に関する理解深化に資するものである。
 - b 児童・生徒自身がものづくり体験を行うことができるものとし、ものづくりマイスターがその指導に当たることとしている。

(イ) 借上げバスを利用した事業所・訓練施設等見学

- a 見学先については、日帰りの地域を対象としている。
- b 見学のみではなく、ものづくりマイスターによる講義（製作実演も実施可能。上記(ア)のaと同じ。）を併せて行うこととしている。

イ 教職員及び保護者を対象とした取組等について

授業等でのものづくり体験を行う場合には、教職員の方々も児童・生徒の指導に当たっていただくことを前提としている。また、ものづくり分野での人材確保等に関し、保護者の理解深化が不可欠となっている。このため、ものづくりマイスターによる教職員を対象とした講座や意見交換など、教職員及び保護者を対象とした「ものづくりの魅力」発信を行うこととしている。

(3) 「ITマスター」による情報技術関連の技能の向上について

情報技術関連の知識やその活用については、児童・生徒など若年のうちに慣れ親しみ、段階的にその技能の向上を図ることが重要である。平成28年度下半期から、IT技術関連の技能をもつ「ものづくりマイスター」等を学校に講師（ITマスター）として派遣し、当該取組により児童・生徒に情報技術関連の段階的な技能の向上を図ることとしている。

2 技能検定試験を活用した技能習得について

(1) 技能検定及び同3級の概要

技能検定制度は、製造業、建設業など、ものづくりをはじめとする分野での労働者等の有する技能の程度を評価する国家検定制度である。試験に合格すると、合格証書の交付が行われ、「技能士」と名乗ることができ、確かな技能を有しているという証明となる。

このうち、技能検定3級については、初級の技能及びこれに関する知識を問う、主に若年者を対象とした等級となっており、工業高校、専修学校、各種学校及び高等専門学校への入学と同時に受検資格が得られる。また、3級の技能検定合格者については、2級の受検資格が得られるなど、更なる技能向上が可能な仕組みとなっている。技能検定3級の試験は、ものづくり分野に係る職種を中心に、職種数を増やしており、機械加工職種、機械保全職種、建築大工職種など、44職種（平成28年度時点）で実施しており、これまで多くの生徒等が合格している。

(2) 技能検定の実施について

平成28年度においては、前期の申請受付期間を4月4～15日、後期の申請受付期間を10月3～14日としている。

なお、平成27年度より機械保全職種の試験実施主体が、都道府県から指定試験機関（公益社団法人日本プラントメンテナンス協会）に移行したところであり、都道府県で実施される職種とは試験日程等が異なるため、御留意願いたい。

3 「目指せマイスター」プロジェクト、技能検定試験等を活用した技能習得等の周知について

(1) ものづくりマイスターの実技指導等の取組についての周知、活用促進

① 別添資料1の実例を用いるなど、ものづくりマイスターの実技指導等のメニューについて、都道府県・市区町村教育委員会並びに小・中学校、高等学校（特に工業科を置く高等学校）、専修学校、各種学校及び高等専門学校等に周知していただくとともに、積極的な活用を促進していただきたい。

なお、別添資料2の地域技能振興コーナーが実技指導の派遣等の受付やこれに係る相談などを行っており、各学校からの照会・相談に積極的に対応することとしている。

② ITマスターの派遣に当たっては、児童・生徒等の段階にあった適切な教材が必要であることから、平成28年度上半期に当該教材を作成し、平成28年度下半期からITマスターを派遣することとしているので都道府県・市区町村教育委員会並びに小・中学校、高等学校等に、平成28年度下半期からITマスターの派遣を開始する旨を周知いただくとともに、積極的な活用を促進していただきたい。

(2) 技能検定の周知等について

- ① 本年度の技能検定試験の実施内容について取りまとめた別添資料3のパンフレット等を活用し、対象となる学校、生徒等への周知をいただきたい。
- ② 技能検定制度等に係る情報をわかりやすく取りまとめたポータルサイト「技のとびら」を設置しているので、積極的に御活用願いたい (URL ;
<http://www.waza.javada.or.jp/>)。

対象；工業科を設置する高等学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校

～ 工業高校等の生徒等を対象とした実技指導の実施 ～

(「ものづくりマイスター」の派遣による指導の実施)

厚生労働省においては、工業高校、専修学校、各種学校及び高等専門学校（第1学年から第3学年が対象）の生徒・学生に対するものづくり実技指導を積極的に実施することとしています。

【趣旨】 労働行政においては、ものづくり分野（製造業及び建設業）を重点とした技能労働者の確保・人材育成が重要な課題となっております。このため、若者に対して、在学段階からものづくり産業・技能の魅力を伝えるため、優れた技能や経験を有する「ものづくりマイスター」による若者への意識啓発・実技指導などを総合的かつ重点的に実施することとしています。

【指導者等】 ものづくり実技指導は厚生労働省「ものづくりマイスター」が行います。

※ 「ものづくりマイスター」とは、ものづくり分野（製造業及び建設業）の職種について、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定し、活動する方です。

【派遣回数等】 それぞれの生徒等は、1年の間に、10回までものづくりマイスターによる実技指導を受けることができます（個別指導可）。
1回の実技指導は3時間程度を予定しています。

機器については学校に備えているものを使いますが、材料費は、一人1回2,000円を限度に本事業により提供します。

【課題】 実技指導に当たっては、過去に実施された技能競技大会の競技課題、技能検定の実技試験課題を用います。また、工業高校等から企業への就職に資するような課題設定も可能です。

【効果】 技能競技大会における優秀な成績確保等を目標とした実技指導により、短期間で、効果的な技能向上が見込まれます。

就職先の決定に重要な職種を決めかねている新規学卒予定者に対して、職種の決定につながるような実技指導もできます。

【実技指導例】



<建築大工の実技指導>



<アーク溶接の実技指導>



<普通旋盤の実技指導>

連絡先；地域技能振興コーナー

不明な点など、お気軽に相談願います。

都道府県技能振興コーナーから、各学校に対して、講演への参加等の
御案内をいたします。

対象；小学校、中学校及び高等学校

～ 学校で「ものづくりの魅力」発信を行います ～

(「目指せマイスター」プロジェクト)

厚生労働省においては、小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象としたものづくり体験等を実施することとしています。

【趣旨】 労働行政においては、ものづくり分野（製造業及び建設業）を重点とした技能労働者の確保・人材育成が重要な課題となっております。このため、「目指せマイスター」プロジェクトを推進することとし、若者に対して、在学段階からものづくり産業・技能の魅力を伝えるため、優れた技能や経験を有する「ものづくりマイスター」による若者への意識啓発・実技指導などの総合的な取組を重点的に実施することとしています。

【指導者等】 講義・指導は厚生労働省「ものづくりマイスター」が行います。

※ 「ものづくりマイスター」とは、ものづくり分野（製造業及び建設業）の職種について、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定し、活動する方です。

【小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象とした「ものづくりの魅力」発信の具体的な内容】

1 ものづくり体験等

ものづくりマイスターを派遣し、学校の授業等で講義（製作実演も可）を行います。併せて、児童・生徒自身がものづくり体験を行うことができます。

(1) 1回2時間程度を予定しています。

所要時間は実施内容により異なりますが、2職種のものづくり体験を実施することも考えられます。

児童・生徒のものづくり体験の材料は、一人500円を限度に本事業で提供します。

(2) ものづくり体験等を実施する際には、教職員の方々の御協力を前提としております。事前に、当該学校の教職員を対象とした「ものづくりの魅力」講座等の実施について、都道府県技能振興コーナーから御相談させていた

だきますので、担当の教職員の参加をお願いいたします。

2 上記のほか、都道府県技能振興コーナーにおいては、以下①、②の取組を進めていくこととしており、適宜、各学校に対して御案内等いたしますので、御活用願います。

また、平成28年度下半期より以下③の取組を実施することとしておりますので、御承知置きいただきとともに、ITマスターの活用について御検討ください。

- ① ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習
- ② その他各都道府県技能振興コーナーの企画による取組
- ③ ITマスターの派遣による情報技術関連の技能の向上

【小学校での講義等の実施（例）】



<万華鏡のものづくり体験>



<電動糸鋸を使用
したものづくり体験>

【中学校における現場視察等（例）】



<鉄工所の見学>



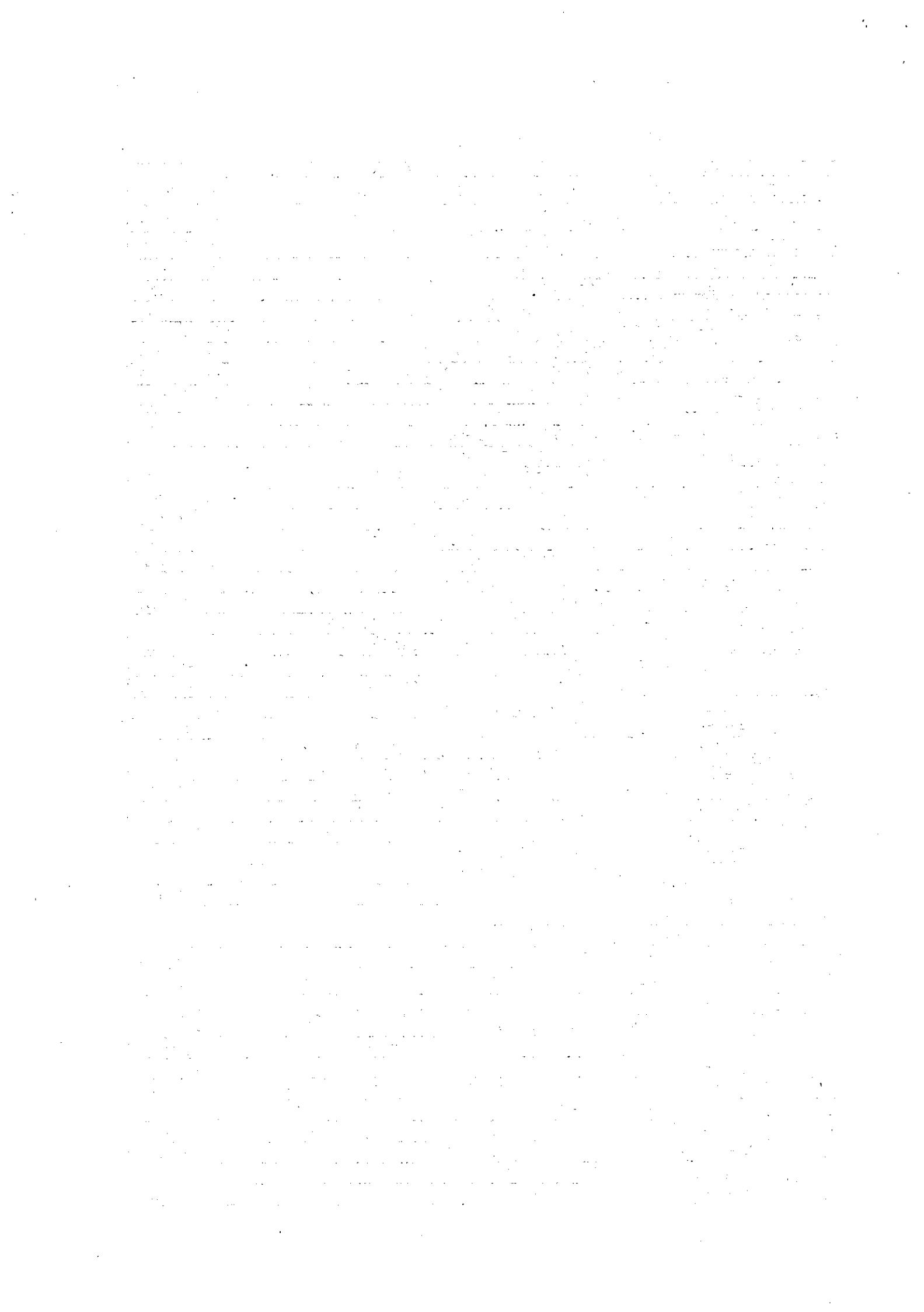
<食料品製造工場の見学>

連絡先；①、② 地域技能振興コーナー
③ 中央技能振興センター
不明な点など、お気軽に相談願います。



平成28年度都道府県地域技能振興コーナー等一覧

技能振興コーナー名称	〒	所在地	電話番号
中央技能振興センター	160-8327	東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング11階	03-6758-2899
北海道技能振興コーナー	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
青森県技能振興コーナー	030-0122	青森市天李野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内 青森県職業能力開発協会内	017-738-5561
岩手県技能振興コーナー	028-3815	紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4822
宮城県地域技能振興コーナー	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5360
秋田県技能振興コーナー	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-874-7135
山形県技能振興コーナー	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-645-3131
福島県地域技能振興コーナー	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F 福島県職業能力開発協会内	024-522-3677
茨城県技能振興コーナー	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
栃木県技能振興コーナー	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10(県庁舎西別館)	028-612-3830
群馬県地域技能振興コーナー	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
埼玉県地域技能振興コーナー	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011
千葉県技能振興コーナー	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-7860
東京都技能振興コーナー	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2357
神奈川県技能振興コーナー	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-833-5403
新潟県技能振興コーナー	950-0865	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155
富山県技能振興コーナー	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870
石川県技能振興コーナー	920-0862	金沢市芳賀1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487
福井県技能振興コーナー	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
山梨県技能振興コーナー	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916
長野県技能振興コーナー	380-0836	長野市大字南長野南町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9050
岐阜県技能振興コーナー	502-0841	岐阜市学園町2-33 岐阜県人材開発センター内	058-210-1066
静岡県地域技能振興コーナー	424-0881	静岡市清水区楠180	054-344-0202
愛知県技能振興コーナー	451-0035	愛知県名古屋市西区浅間2-12-19 服部ビル2階	052-524-2075
三重県技能振興コーナー	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F	059-225-1817
滋賀県技能振興コーナー	520-0865	大津市南郷5丁目2-14	077-537-1213
京都府技能振興コーナー	612-8416	東都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-842-5075
大阪府技能振興コーナー	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-4394-7833
兵庫県技能振興コーナー	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1F	078-371-2047
奈良県技能振興コーナー	630-8213	奈良市豊大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	0742-24-4127
和歌山县技能振興コーナー	640-8272	和歌山市砂山南3丁目3番38号 和歌山技能センター内	073-499-6484
鳥取県技能振興コーナー	680-0845	鳥取市富安2丁目159 久本ビル5F	0857-30-0708
島根県技能振興コーナー	690-0048	松江市西鯉島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
岡山県技能振興コーナー	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10	086-225-1580
広島県技能振興コーナー	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
山口県地域技能振興コーナー	753-0074	山口市中央4丁目3-6	083-922-8646
徳島県技能振興コーナー	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
香川県地域技能振興コーナー	761-8031	高松市錦東町587-1 地域職業訓練センター内(香川県職業能力開発協会内)	087-882-2910
愛媛県技能振興コーナー	791-1101	松山市久米塙田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2F	089-893-7301
高知県技能振興コーナー	781-5101	高知市布師田3892-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
福岡県技能振興コーナー	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
佐賀県技能振興コーナー	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
長崎県技能振興コーナー	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
熊本県技能振興コーナー	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-289-5015
大分県技能振興コーナー	870-1141	大分市大字下東方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-8441
宮崎県技能振興コーナー	888-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-58-1570
鹿児島県技能振興コーナー	892-0836	鹿児島市鏡江町9-14	099-226-3240
沖縄県技能振興コーナー	900-0036	那霸市西3-14-1	098-894-3231



平成28年度

技能検定

国家検定

「技」が拓くあなたの未来

学生用
受検案内



ひと、くらし、
みらいのために

試験実施：都道府県、都道府県職業能力開発協会、指定試験機関
問題作成：中央職業能力開発協会、指定試験機関
制度所管：厚生労働省



技能検定制度・技能士
ロゴマーク

Q
A

技能検定って何？

働くうえで身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど全部で127職種の試験があります（3級については、平成28年度は43職種で実施する予定です）。

試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

●等級

試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けないで行う单一等級もあります。このほか、職種によっては管理・監督者向けの特級があります。

●試験の方法

実技試験と学科試験により行われ、両方の試験に合格することが必要です。

●受検資格

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の技能検定の受検資格取得に必要な実務経験年数は下表のとおりです。ただし、受検資格は、関連する仕事の経験のある検定職種や卒業・修了した学科・訓練科に関する検定職種に限り得ることができます。

民間の試験機関の実施する職種においては実施する各試験機関へお問い合わせいただか、各試験機関のホームページをご確認ください。

(単位 年)

実務経験のみ	特級		1級		2級		3級		単一等級	
	合格後									
専門高校卒業*	7				2		0*	3		
専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業	6							1		
短大・高専・高等専門学校卒業*	5						0		0	
専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業	4									
大学卒業*	6									
専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業	5									
専修学校*または各種学校卒業（厚生労働大臣が指定したものに限る）	4						0*	1		
3200h 以上	6						0*	0		
短期課程の普通職業訓練修了*	4						0*			
700h 以上	6									
普通課程の普通職業訓練修了*	5						0*	1		
2800h 未満	4									
2800h 以上	3	1	2				0			
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了*										
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了										
長期課程または短期養成課程の指導員訓練修了*										
職業訓練指導員免許取得										
長期養成課程の指導員訓練修了										

*1：学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校または他法令学校を含む。

*2：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程または大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

*3：旧職業転換課程の能力再開発訓練（800時間以上のものに限る）修了者は、短期課程の普通職業訓練修了者とみなす。

・旧普通課程の養成訓練（800時間以上のものに限る）修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす。

・旧高等訓練課程の養成訓練修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす。

・旧特別高等訓練課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす。

・旧専門課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす。

*4：短期養成課程の指導員訓練修了者については、次の条件をいずれも満たす場合に限る。

・職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修していること

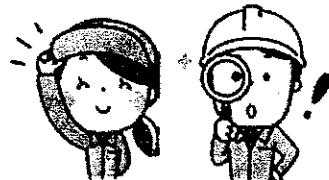
・訓練修了時に行われる能力審査に合格していること

*5：検定職種に関する学科の在学者及び検定職種に関する訓練科における職業訓練の受講者も受検できる。

*6：検定職種に関する実務経験がある場合に限る。

*7：厚生労働大臣の指定を受けていない専修学校または各種学校を含む。

*8：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

Q
A

技能検定はどこで実施しているの？

技能検定は、都道府県職業能力開発協会が実施する職種（112職種・3級は35職種、4ページ～7ページ）と、民間の試験機関が実施する職種（15職種・3級は8職種、7ページ）があります。

Q
A

受検申請はどうやるの？

①受検申請書を受検する都道府県の都道府県職業能力開発協会から取り寄せます。

②受検申請書に必要事項を記入の上、必要枚数の写真（6ヶ月以内の正面脱帽半身像）を貼ります。

③受検手数料を所定の期日までに納付します。

④受付期間内に郵送または持ち込みにより、都道府県職業能力開発協会へ提出します。

※このほかにも、受検資格の審査や免除資格の審査などがあります。詳しくは都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください（お問い合わせ先は8ページをご覧ください）。

※お体が不自由な場合など試験当日に特別の配慮を必要とされる場合は、受検申請書の提出時に都道府県職業能力開発協会へご相談ください。

民間の試験機関が実施する職種については、試験機関ごとに申請方法が決まっています。詳しくは各試験機関へお問い合わせください（お問い合わせ先は7ページをご覧ください）。

Q
A

試験の出題範囲は？

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の出題範囲は厚生労働省のホームページで「試験基準」として公開しております。

⇒「技能検定 等級区分」で検索してください。

民間の試験機関が実施する職種については、各試験機関のホームページをご確認ください。



Q 対策のための問題集はあるの？

A 中央職業能力開発協会または民間の各試験機関へお問い合わせください。

Q 受検できる人は？

A 原則として、受検する職種に関して等級ごとに決められた年数以上の検定職種に関する仕事の経験が必要になります。

3級の場合、検定職種に関する仕事の経験がある方、職業訓練を修了した方もしくは受けている方、また学校教育を卒業した方もしくは受けている方に受検資格があります。工業高校・農業高校・技術専門校・各種専門学校などの在校生で、技能検定職種に関する学科に在籍中の方も、3級技能検定は受検できます。また、3級技能検定に合格された方は、在学中であっても2級の受検資格を得ることができます。

Q 専門高校の学科などと受検が認められる検定職種の関係は？

A 下記のような例がありますが、これ以外にも授業カリキュラムの内容によっては、認められる学科や検定職種があります。

詳しくは、都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

主な学科名	受検が認められる主な技能検定職種
園芸科	園芸装飾、フラワー装飾
造園科	造園
機械科	鋳造、金属熱処理、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械検査、時計修理、プラスチック成形、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気科	電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、プラスチック成形、テクニカルイラストレーション、電気製図、舞台機構調整
電子科	電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、舞台機構調整
建築科	建築板金、建築大工、とび、左官、ブロック建築、配管、内装仕上げ施工、テクニカルイラストレーション、塗装
土木科	鉄筋施工

Q 合否ラインは？

A 合否基準は、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

Q 試験の日程は？

A 職種ごとに前期・後期に分かれて実施されます。都道府県によっては試験を実施しない職種もあります。実技試験の日程等の詳細は、お近くの都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

	前 期	後 期
試験案内開始日	平成28年	3/1(火)
申請受付期間		4/4(月)～4/15(金)
実技試験問題の公表※1		5/26(木)
実技試験※2		6/2(木)～8/14(日)*・6/2(木)～9/7(水)
学科試験※3		7/17(日)*・8/21(日)・8/28(日)・8/31(水)・9/4(日)
合格発表		8/26(金)*・9/30(金)
※職種によって試験日が異なります。 ★：3級の試験日程（「金属熱処理」を除く）		
※ 1 一部職種の製作等作業試験と全職種の計画立案等作業試験は概要のみが公表されます。		
※ 2 期間中のいすれかの日で実施されます。 ※ 3 職種、等級ごとに全国統一日に実施します。		

Q 受検に必要な金額は？

A ①都道府県職業能力開発協会が実施する職種

- ・学科試験受検手数料： 3,100円
- ・実技試験受検手数料： 17,900円

※都道府県によって異なる場合があります。また、学生は減額される場合があります。
詳しくは都道府県または都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

②民間の指定試験機関が実施する職種

指定試験機関にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。



Q 技能検定に関する情報はどこに載ってるの？

A 技能検定に関する情報については、下記ポータルサイトでも閲覧できます。

URL <http://www.waza.javada.or.jp/>

都道府県職業能力開発協会が実施する3級技能検定の概要

<前期実施職種>

1 園芸装飾(室内園芸装飾作業)

■実技試験

課題図に示すインドアガーデンを製作する。

試験時間 1時間20分



■学科試験

室内園芸装飾法、材料、植物一般、観賞用植物の維持管理、園芸施設、安全衛生

室内園芸装飾作業の会場風景

2 造園(造園工事作業) ※後期にも実施します。

■実技試験

(1) 製作等作業試験

指定された区画内に、竹垣製作、縁石敷設、敷石敷設及び植栽の作業を行う。

試験時間 2時間30分



(2) 判断等試験

樹木の枝の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 5分

■学科試験

庭園及び公園、施工法、材料、設計図書、関係法規、安全衛生

造園工事作業の実施風景

3 鋳造(鋳鉄鍛物鋳造作業)

■実技試験

(1) 製作等作業試験

所定の模型を使用して、中子を手込めにより造型する。試験時間 40分

(2) 判断等試験

金属組成の判別をする。鋳型の名称、鋳造方案各部の名称を問う。

試験時間 15分

■学科試験

鋳造一般、機械工作法、電気、安全衛生、鋳鉄鍛物鋳造作業法

4 金属熱処理(一般熱処理作業)

■実技試験

(1) 判断等試験

硬さ試験及び変形測定を行う。

試験時間 10分

(2) 計画立案等作業試験

設備の点検・調整等について行う。

試験時間 30分

■学科試験

鉄鋼材料の組織及び変態、基本的熱処理法、加熱装置及び冷却装置、前処理及び後処理、金属材料、材料の試験、品質管理、安全衛生、一般熱処理作業法

5 金属熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)

■実技試験

(1) 判断等試験

硬さ試験及び変形測定を行う。

試験時間 10分

(2) 計画立案等作業試験

設備の点検・調整等について行う。

試験時間 30分

■学科試験

鉄鋼材料の組織及び変態、基本的熱処理法、加熱装置及び冷却装置、前処理及び後処理、金属材料、材料の試験、品質管理、安全衛生、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業法

6 金属熱処理(高周波・炎熱処理作業)

■実技試験

(1) 判断等試験

硬さ試験及び変形測定を行う。

試験時間 10分

(2) 計画立案等作業試験

設備の点検・調整等について行う。

試験時間 30分

■学科試験

鉄鋼材料の組織及び変態、基本的熱処理法、加熱装置及び冷却装置、前処理及び後処理、金属材料、材料の試験、品質管理、安全衛生、高周波・炎熱処理作業法

7 機械加工(普通旋盤作業) ※後期にも実施します。

■実技試験

普通旋盤(センタ間の最大距離が500~1500mmのもの)を使用し、Φ60×115程度のS45Cの材料1個及びΦ60×55(Φ25の穴のあるもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り及び一バ削り等の切削加工を行い、はめ合わせができる部品を2個製作する。

試験時間 2時間30分



普通旋盤作業の実施風景

8 機械加工(数値制御旋盤作業)

■実技試験

NC旋盤を使用し、Φ90×Φ35(穴)×55程度のS45C~S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、外径R削り、内外端面削り等の加工を行い、部品を製作する。

試験時間 3時間



数値制御旋盤作業の実施風景

9 機械加工(フライス盤作業)

■実技試験

立フライス盤(No1~No3程度)を使用し、SS400の材料(45×65×80、2個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工して直みぞ部をそれぞれはめ合わせができる部品を製作する。

試験時間 2時間30分



フライス盤作業の作品

10 機械加工(平面研削盤作業)

■実技試験

平面研削盤(横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、1号平形といしの直径150mm~305mm)を使用し、S45Cの材料(オスメス各1個)を研削加工して、それぞれはめ合わせができる部品を製作する。

試験時間 2時間30分



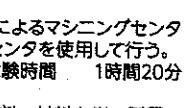
平面研削盤作業の実施風景

11 機械加工(マシニングセンタ作業)

■実技試験

簡単な部品のプログラミング作業及び擬似工具によるマシニングセンタ加工(加工段取り等)を、立形又は横形マシニングセンタを使用して行う。

試験時間 1時間20分

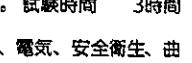


マシニングセンタ作業の実施風景

12 工場板金(曲げ板金作業)

■実技試験

板金工具及びリベット継ぎにより冷間圧延鋼板(SPCC厚さ0.8mm)を加工して、上部内弯・下部内弯の製品を製作する。試験時間 3時間



曲げ板金加工法

13 工場板金(打出し板金作業)

■実技試験

定盤、板金工具、砂袋等を使用し、冷間圧延鋼板(SPCC-SD厚さ0.8mm)を加工して、リベット締めにより組立て、杯形状の製品を製作する。
試験時間 3時間30分

■学科試験

工場板金加工法一般、機械工作法、材料、製図、電気、安全衛生、打出し板金加工法



14 めっき(電気めっき作業)

■実技試験

めっき電流の計算、ニッケルめっき浴のpHの測定及び鋼板へのニッケルめっき作業を行う。
試験時間 35分

■学科試験

めっき一般、安全衛生、電気めっき作業法
電気めっき作業の作品



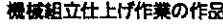
15 仕上げ(機械組立仕上げ作業)

■実技試験

やすり、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、すり合わせ等により角ロッドを含む精度を要する部品を組み立てる。
試験時間 3時間30分

■学科試験

仕上げ法、機械要素、機械工作法、材料、製図、安全衛生、機械組立仕上げ法



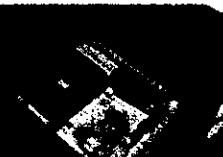
16 機械検査(機械検査作業)※後期にも実施します。

■実技試験

- (1) 測定器を用いて部品の指示された測定箇所を測定する。
試験時間 16分
(2) 三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。
試験時間 8分
(3) 外側マイクロメータの器差を測定する。
試験時間 10分

■学科試験

測定法、検査法、品質管理、機械要素、機械工作法、材料、製図、電気、安全衛生



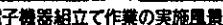
17 電子機器組立て(電子機器組立て作業)※後期にも実施します。

■実技試験

シャーシ、専用プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、光検出器の組立てを行なう。
試験時間 2時間

■学科試験

電子機器、電子及び電気、組立て法、材料、製図、安全衛生



18 建築大工(大工工事作業)※後期にも実施します。

■実技試験

材木に直接墨付けした後、桁、はり、つか、むな桁及びたる木の加工組立てを行い、切り妻小屋組の一部を作成する。
試験時間 3時間

■学科試験

建築構造、規矩術、施工法、材料、製図、安全衛生



19 とび(とび作業)

■実技試験

枠組、梁檼及び木製足場板を使用して、枠組応用登り檼橋の組立てを行なう。
試験時間 2時間

■学科試験

施工法、材料、建築構造、関係法規、安全衛生



20 左官(左官作業)

■実技試験

床と仮定された試験台に所定の塗り仕上げを行う。
試験時間 1時間30分

■学科試験

施工法、材料、建築構造、製図、関係法規、安全衛生

21 ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)

■実技試験

コンクリートブロック塀のブロック工事(鉄筋加工を含む)を行う。
試験時間 2時間



22 化学分析(化学分析作業)

■実技試験

- (1) 与えられた試料溶液について定性分析作業を行う。
試験時間 1時間15分
(2) 与えられた試料溶液について中和滴定作業を行う。
試験時間 1時間15分

■学科試験

化学分析法、化学一般、安全衛生

23 塗装(金属塗装作業)

■実技試験

- (1) 鋼板で製作したL形の被塗装物(200mm×100mm×300mm)の外面に、バテ付け及び下塗りを行う。
(2) 見本板に基づいて調色したものを、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。
試験時間 3時間

■学科試験

塗装一般、材料、安全衛生、金属塗装法

24 広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

■実技試験

与えられたアルミニウム複合板(900mm×600mm×3mm)の光沢面に、仕様、割付け図に基づき、課題作品を作成する。
試験時間 3時間30分

■学科試験

施工法一般、材料、デザイン、関係法規、安全衛生、広告板粘着シート仕上げ法

25 舞台機構調整(音響機構調整作業)

■実技試験

- (1) 製作等作業試験
課題の音源について、音響機器を用いてセッティング、ミキシング及び原状復帰を行う。
試験時間 セッティング時間:7分、ミキシング時間:約1分、原状復帰:2分
(2) 判断等試験
CDに録音された種々の音を聞いて、その内容の判別について行う。
試験時間 約17分

■学科試験

舞台一般、音響機構調整法、電気、関係法規、安全衛生

26 商品装飾展示(商品装飾展示作業)

■実技試験

「ホワイトデーギフト」をテーマに、仕様及び完成図に従い、バス用品売場のPPを想定した商品プレゼンテーションを行う。
試験時間 1時間15分

■学科試験

商品装飾展示一般、商品装飾展示法、材料、関係法規、安全衛生

27 フラワー装飾(フラワー装飾作業)

■実技試験

- (1) 花束及びリボンの製作作業を行う。
(2) バスケットアレンジメントの製作作業を行う。
(3) ブートニアの製作作業を行う。
試験時間 35分
試験時間 30分
試験時間 20分

■学科試験

フラワー装飾一般、フラワー装飾作業法、材料、植物一般、安全衛生

<後期実施職種>

1 造園(造園工事作業) ※前期にも実施します。

2 機械加工(普通旋盤作業) ※前期にも実施します。

3 機械検査(機械検査作業) ※前期にも実施します。

4 電子機器組立て(電子機器組立て作業) ※前期にも実施します。

5 電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

■実技試験

展開接続図により、三相誘導電動機の制御盤の組立てを行う。試験時間 4時間30分

■学科試験

電気機器組立て一般、電気、製図、機械工作法、材料、安全衛生、配電盤・制御盤組立て法

配電盤・制御盤組立て作業の実施風景



6 電気機器組立て(シーケンス制御作業)

■実技試験

指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラムブルコントローラにプログラムを入力し、作動させる。試験時間 1時間55分

■学科試験

電気機器組立て一般、電気、製図、機械工作法、材料、安全衛生、シーケンス制御法

7 プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)

■実技試験

与えられた電気回路図、設計基準書等に基づいて、両面プリント配線板のパターン設計を完成させる。試験時間 3時間

■学科試験

プリント配線板一般、電気、プリント配線板製造法一般、実装、関係法規、安全衛生、プリント配線板設計法

8 プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)

■実技試験

「製造方法・作業工程等の判別」、「欠陥・不良の判定や原因の推察」、「治工具等の仕様判定」、「薬品の特徴・用途判定」等について行う。試験時間 1時間10分

■学科試験

プリント配線板一般、電気、プリント配線板製造法一般、実装、関係法規、安全衛生、プリント配線板製造法

9 時計修理(時計修理作業)

■実技試験

アナログ水晶腕時計(バンド付き)のバンドの取外し・取付け、バンドのこま詰め、中留の長さ微調整、電池及び裏ぶたパッキンの取外し・取付け、測定、包装等を行う。試験時間 1時間20分



■学科試験

時計、時計修理法、材料、電気及び電子、安全衛生

時計修理作業の実施風景

10 内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)

■実技試験

(1) 内燃機関(ディーゼル機関又はガソリン機関のうち指定するいずれかの機関)の組立てを行う。試験時間 2輪用エンジンの場合 1時間30分 その他のエンジンの場合 1時間15分

(2) 提示された内燃機関部品の寸法測定等を行う。試験時間 10分

■学科試験

内燃機関、内燃機関組立て法、機械要素、材料、材料力学、製図、電気、安全衛生

11 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

■実技試験

銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工等により冷凍空調設備の配管作業を行う。試験時間 2時間

■学科試験

冷凍空気調和一般、施工法、冷凍空気調和機器及び冷凍空気調和機器設備の整備、材料、電気、製図、関係法規、安全衛生

12 和裁(和服製作作業)

■実技試験

表地は自由、芯地は自由(脇裏の付くものは、裏地自由)とし、身ごろ・立えり(下えり)付けをし、右ぞで事前に縫い上げたもの(えり先布の付く場合は、事前にえり先をえり芯に付けておく)を持参し、試験場において、えり付け、まとめ等を行い、女子用そで無双あわせ表じゅばん又は肩抜き表じゅばんを仕立てる。試験時間 3時間30分

■学科試験

和服製作法、材料、和服一般、服装美学一般、安全衛生



和服製作作業の実施風景

13 家具製作(家具手加工作業)

■実技試験

製作図に基づき、手工具を使用して仕口工作を行い、わく状の製品を製作する。試験時間 3時間

■学科試験

家具一般、製図、安全衛生、家具手加工作業法

14 プラスチック成形(射出成形作業)

■実技試験

指定された金型を取り付け、型締め調整等成形関連作業操作と支給された成形品1個について判別及び寸法測定を行う。試験時間 1時間

■学科試験

プラスチック成形法一般、電気、安全衛生、射出成形法

15 建築大工(大工工事作業) ※前期にも実施します。

16 配管(建築配管作業)

■実技試験

給水配管図に従い、エルボ、チーズ等の管継手を使用して配管用炭素鋼管及び塩化ビニル管の組立てを行う。試験時間 2時間35分

■学科試験

施工法一般、材料、製図、安全衛生、建築配管施工法

17 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

■実技試験

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合い部の鉄筋の組立てを行う。試験時間 2時間

■学科試験

建築構造、施工法、材料、建築設計図、安全衛生

18 テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション書き作業)

■実技試験

第三角法で描かれた課題図から、等角投影図(等測投影図)で、立体外観図を作成する。試験時間 2時間

■学科試験

製図、立体図、立体図作成法、CAD

19 テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業)

■実技試験

第三角法で描かれた課題図から、等角投影図(等測投影図)で、立体外観図(鏡図)をCAD(グラフィックソフトを含む)により作成する。試験時間 2時間

■学科試験

製図、立体図、立体図作成法、CAD

20 機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

■実技試験

実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図を作成する。

試験時間 3時間



■学科試験

製図一般、材料、材料力学一般、溶接一般、関連基礎知識、機械製図法

機械製図手書き作業の会場風景

21 機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

■実技試験

実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 3時間

■学科試験

製図一般、材料、材料力学一般、溶接一般、関連基礎知識、機械製図法

22 電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

■実技試験

制御盤の外形図、誘導電動機起動用シーケンスの単線接続図及びシーケンス図を作成するとともに電気用図記号表等を完成させる。

試験時間 3時間

■学科試験

製図、配電盤・制御盤一般、電気、材料

民間の指定試験機関が実施する3級技能検定の概要・問い合わせ先

*試験実施スケジュールは職種によって異なります。詳しくは、指定試験機関にお問い合わせください。

ウェブデザイン(ウェブデザイン作業)

インターネット上に設けたウェブサイトのデザインに関する知識、技能、実務能力を国際標準規格等に基づいて検定します。

特定非営利活動法人 インターネットスキル認定普及協会
TEL: 03-5320-8236

ファイナンシャル・プランニング

顧客の資産や家族状況などをもとに総合的な資産設計を行い、顧客に提示するために必要な能力を検定します。

ファイナンシャル・プランニング(資産設計提案業務)

特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
TEL: 03-5403-9700

ファイナンシャル・プランニング(個人資産相談業務)

ファイナンシャル・プランニング(保険顧客資産相談業務)

一般社団法人 金融財政事情研究会
TEL: 03-3358-0771

知的財産管理(管理業務)

企業や団体内で、発明、実用新案、意匠等の知的財産の創造、保護または活用のための業務に必要な技能を検定します。

一般社団法人 知的財産教育協会
(平成28年度より一般財団法人知的財産研究教育財団)
TEL: 027-345-1028

金融窓口サービス(テラー業務)

金融窓口サービス(金融商品コンサルティング業務)

銀行等金融機関窓口業務に必要な技能を検定します。

一般社団法人 金融財政事情研究会
TEL: 03-3358-0771

23 黄金属装身具製作(黄金属装身具製作作業)

■実技試験

受験者が持参した材料(Ag92.5% (角棒、パイプ))及び支給された材料(Agろう(五分ろう))を使用して、指定された製作図によりリングを作成する。

試験時間 3時間

■学科試験

黄金属装身具製作法、材料、デザイン及び製図、電気及びガス、安全衛生

24 写真(肖像写真デジタル作業)

■実技試験

モデル(男)をデジタルカメラで撮影する。デジタルによるカラーポートレート写真をデータで提出する。

試験時間 3時間

■学科試験

写真一般、写真機材、撮影法、肖像写真デジタル制作法、関係法規、安全衛生



レストランサービス(レストランサービス作業)

レストランで料理や飲み物のサービスを行うために必要な技能を検定します。

一般社団法人 日本ホテル・レストランサービス技能協会
TEL: 03-5226-6811

機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)

事業場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持・保全するために必要な技能を検定します。

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
TEL: 03-5733-6940

情報配線施工(情報配線施工作業)

光ファイバーなど各種ケーブルの接続やコネクタの組立て、宅内・ビル内のLANの設計施工を高品質で行える技能を検定します。

特定非営利活動法人 高度情報通信推進協議会
TEL: 03-5346-5240

ピアノ調律(ピアノ調律作業)

ピアノの音階を作る調律、鍵盤タッチを整える整調及びピアノの修理に必要な技能を検定します。

一般社団法人 日本ピアノ調律師協会
TEL: 03-3255-3897



都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定職種のお問い合わせ先

協会名	郵便番号	所在地	電話番号	ホームページアドレス
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386	http://www.h-syokunou.or.jp
青森県職業能力開発協会	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561	http://www.a-noukaikyo.com
岩手県職業能力開発協会	028-3615	釜石市矢巾町南矢幡10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4820	http://www.noukai.com
宮城県職業能力開発協会	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9917	http://www.miagi-syokunou-kyoukai.com
秋田県職業能力開発協会	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県立秋田技術専門校秋田県職業訓練センター内	018-862-3510	http://www.akita-shokunou.org/
山形県職業能力開発協会	990-2473	山形市松葉2-2-1	023-844-8562	http://www.y-kaihatu.jp
福島県職業能力開発協会	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-525-8681	http://business2.pala.or.jp/fuvada
茨城県職業能力開発協会	310-0006	水戸市水府町364-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8547	http://www.ib-syokikyo.com
栃木県職業能力開発協会	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館	028-643-7002	http://www.tochi-vada.or.jp
群馬県職業能力開発協会	372-0801	伊勢崎市富子町1211-1	0270-23-7761	http://www2.gunmanet.ne.jp/g-vada
埼玉県職業能力開発協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階	048-829-2802	http://www.saitama-vada.or.jp
千葉県職業能力開発協会	261-0028	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-298-1150	http://www.chivada.or.jp
東京都職業能力開発協会	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-5211-2353	http://www.tokyo-vada.or.jp
神奈川県職業能力開発協会	231-0028	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階	045-633-5419	http://www.kan-noukaikyo.or.jp
新潟県職業能力開発協会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4階	025-283-2155	http://www.nvada.com
富山県職業能力開発協会	930-0084	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階	076-432-8883	http://www.toyama-noukai.or.jp
石川県職業能力開発協会	920-0862	金沢市芳賀1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3階	076-262-9020	http://www.ishivada.com
福井県職業能力開発協会	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360	http://www.fukui-shokunou.jp
山梨県職業能力開発協会	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916	http://www.yavada.jp
長野県職業能力開発協会	380-0836	長野市大字南長野南郷町688-2 長野県婦人会館3階	026-234-9050	http://www.navada.or.jp
岐阜県職業能力開発協会	502-0841	岐阜市学園町2-33 岐阜県人材開発センター内	058-233-4777	http://www.gifu-shokunou.or.jp
静岡県職業能力開発協会	424-0881	静岡市清水区楠160	054-345-8377	http://shiveda.com
愛知県職業能力開発協会	451-0035	名古屋市西区浅間2-3-14 愛知県職業訓練会館内	052-524-2034	http://www.avada.or.jp
三重県職業能力開発協会	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4階	059-228-2732	http://www.mivada.or.jp
滋賀県職業能力開発協会	520-0855	大津市南郷5-2-14	077-533-0850	http://www.shiga-noukaikyo.or.jp
京都府職業能力開発協会	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075	http://www.kyo-noukai.com
大阪府職業能力開発協会	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6階	06-6534-7510	http://www.osaka-noukai.jp
兵庫県職業能力開発協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫労働福祉センター1階	078-371-2091	http://www.noukai-hyogo.jp
奈良県職業能力開発協会	630-8213	奈良市堺大路町38-1 奈良県中小企業会館2階	0742-24-4127	http://www.saa.nara.nara.jp
和歌山县職業能力開発協会	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-4555	http://w-syokunou.com/
鳥取県職業能力開発協会	680-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5階	0857-22-3494	http://www.hal.ne.jp/syokunou
島根県職業能力開発協会	690-0048	松江市西畠島1-4-5 SPビル2階	0852-23-1755	http://www.noukai-shimane.or.jp
岡山県職業能力開発協会	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10 アマノビル3階	086-225-1547	http://www.okayama-syokunou.or.jp
広島県職業能力開発協会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階	082-245-4020	http://www.hirovada.or.jp
山口県職業能力開発協会	753-0074	山口市中央4-3-6	083-922-8646	http://y-syokunou.com/
徳島県職業能力開発協会	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-663-2316	http://www.tokunouka.jp
香川県職業能力開発協会	781-8031	高松市姫東町587-1 地域職業訓練センター内	087-882-2854	http://www.noukai-kagawa.or.jp
愛媛県職業能力開発協会	791-1101	松山市久米蓬田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2階	089-993-7301	http://noukai.bp-ehime.or.jp/
高知県職業能力開発協会	781-5101	高知市布師田3992-4 高知地域職業訓練センター内	088-846-2300	http://www.kovada.or.jp/
福岡県職業能力開発協会	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2階	092-671-1238	http://www.fukucka-noukai.or.jp
佐賀県職業能力開発協会	840-0814	佐賀市成志町1-15	0952-24-6408	http://www.saga-noukai.or.jp
長崎県職業能力開発協会	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21	095-894-9871	http://www.nagasaki-noukai.or.jp
熊本県職業能力開発協会	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5818	http://www.noukai.or.jp
大分県職業能力開発協会	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-3651	http://www.noukai-oita.com
宮崎県職業能力開発協会	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	http://www.syokuno.or.jp
鹿児島県職業能力開発協会	892-0836	鹿児島市錦町3-14	099-226-3240	http://www.syokunou.or.jp
沖縄県職業能力開発協会	900-0036	那覇市西3-14-1 那覇地域職業訓練センター内	098-862-4278	http://www.oki-vada.or.jp
中央職業能力開発協会	160-8327	新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル11階	03-6758-2859 03-6758-2861	http://www.javada.or.jp



ひと、くらし、
からいのために